

会議開催案内

令和8年度第1回宮古市地域包括支援センター運営協議会を、次のとおり開催します。

令和8年4月10日

宮古市地域包括支援センター運営協議会

1 開催日時

令和8年4月27日（月）午後6時30分

2 開催場所

市民交流センター2階多目的ホール

3 議題

- (1) 宮古市地域包括支援センター令和8年度重点方針について
- (2) 宮古市地域包括支援センター令和8年度事業計画(案)について

4 傍聴定員

5人

5 傍聴の可否及び手続き

- (1) この会議は、傍聴することができます。
- (2) 傍聴希望者は、上記の開催時刻までに会場にお越しくください。会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。
- (3) 開催時刻を過ぎた場合は、入室できません。
- (4) 受付開始時刻は、午後6時15分です。
- (5) 傍聴の受付は、先着順で行い定員になり次第終了します。

6 問合せ先

保健福祉部介護保険課地域包括支援センター

電話 68-9086

傍 聴 要 領

宮古市地域包括支援センター運営協議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、宮古市地域包括支援センター運営協議会長の許可を受けたうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。
- (3) 会議の開始予定時刻を過ぎた場合は入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨害しないこと。
- (3) 会場内において、飲食及び喫煙を行わないこと。
- (4) 会場内において会長の許可を得ないで、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。